


「振替投資信託受益権口座振替依頼書」への記入方法

当社一般口座から他社一般口座へ投資信託の振替を希望する場合に必要な書類となります。
【当社から他社への振替】

- 1 銘柄につき 5,000 円(税抜き)の移管手数料がかかります。
※同一の銘柄であっても一般型、累投型は別銘柄として取り扱います。
※手数料には別途、消費税がかかります。
- 同一銘柄の一部数量移管はできません。
- 千円積立をご利用で、振替予定日までに指定日(自動引落またはお預り金がか束される日)が到来する銘柄については、指定日を含めて5営業日前までに積立中止・変更のお手続きをいただいたうえでお申込みください。(書類に不備等がない場合は、通常当社へ書類が到着した日の7営業日後に振替先へ移管されます。)
- 振替先は同一名義人口座に限ります。他人名義口座への振替はできません。
- 本人確認書類のご提出が必要となります。詳細は同封の「本人確認書類について」をご確認ください。



**振替投資信託受益権
口座振替依頼書**

カブドットコム証券株式会社 御中

現在の届出内容

※ 現在の届出内容の確認となりますので、必ず本枠内すべてにご記入ください。

氏名	フリガナ	生年月日	西暦	年	月	日
住所	フリガナ					

※ 提出いただく際には別紙の「本人確認書類について」をご確認ください。

当社で登録内容の確認ができる本人確認書類とともにご提出ください。該当する書類にチェックをお願いします。

<input type="checkbox"/> A. 住民票の写し(全頁)	<input type="checkbox"/> B. 印鑑登録証明書	<input type="checkbox"/> C. 各種健康保険証	<input type="checkbox"/> D. 運転免許証
<input type="checkbox"/> E. 旅券(パスポート)	<input type="checkbox"/> F. 住民基本台帳カード(写真付)	<input type="checkbox"/> G. 個人番号カード(表面のみ)	<input type="checkbox"/> H. 在留カード
<input type="checkbox"/> I. 特別永住者証明書			

A・B …… 6ヶ月以内に発行されたもの C・D・E・F・G・H・I …… 有効期限内のもの

* 社債等の振替に関する法律に基づく社債等振替制度に基づき、次の①から③の事項に同意の上、振替投資信託受益権について下記のとおり振替手続を依頼いたします。

① 本依頼の内容に不備があった場合に当社が振替希望日に振替が行えなかったとしても、私とその責に任一切貴社に迷惑をかけないこと。
② 貴社が振替手続上、本依頼書の内容を振替先(受方)口座管理機関に連絡すること。
③ 顧客口の振替手続に際し、振替先口座管理機関の口座(自己口)を経由して振替を行う場合があること。

振替希望日 貴社受付後、最短の日を指定します。
 移管日を指定します。 振替希望日※ 年 月 日

※ 当社受付日より振替希望日の口座振替が記入できない場合は、振替希望日に手続させていただきます。

※ 他の金融機関へ振替(移管)する場合には、1銘柄(累投・一般別)あたり5,000円(税込)の手数料をご負担いただきます。手数料は別途、消費税がかかります。

《移管先(受方)口座の明細》

移管先会社名	部支店名	部支店コード	お客様の口座番号	口座名義人名
				依頼人と同じ

参加者コード ()

《移管上場株式等の明細》

ISINコード	銘柄名	数量(口)	種別	取得日	取得価額	個別元本
JP900000			累投・一般			
JP900000			累投・一般			
JP900000			累投・一般			
JP900000			累投・一般			
JP900000			累投・一般			
JP900000			累投・一般			

振替元コード [1100000] 振替先コード []

【口座番号】
8桁の口座番号をご記入ください。

【届出日】
記入日をご記入ください。

【現在の届出内容】
現在当社にご登録の氏名・住所・生年月日をご記入ください。

【本人確認書類】
本人確認書類を同封ください。

【振替希望日】
必ずご記入ください。

移管先の会社名・部支店名等、全ての項目についてご記入ください。

移管を希望される銘柄の銘柄名・数量・累投/一般の別をご記入ください。

移管先での取扱銘柄に限ります。
※詳細は移管先にご確認ください。

移管希望銘柄が代用・注文中の場合はお手続きできません。
代用→保護
注文中→注文取消
上記手続き後にお申込みください。